

JOFIOSAKA vol.14

2004年(平成16年)8月1日発行 発行者/大阪府釣りインストラクター連絡機構(広報部)

本部=大阪市中央区東心斎橋1-9-21ニュー長堀ビル3階 tel.06-6245-4800 fax.06-6245-1360 広報=大阪市北区天神橋3-8-15-301フィッシュマン内 tel.06-6358-4414 fax.06-6358-4445



5/23 平成16年度総会より来田代表中心として新体制に入りました。

主張

釣りインストラクター、 フィッシングマスターの目指すものは

来田仁成 (JOFI大阪代表)

1. 制度の概要と現状

釣りインストラクターは、平成2年5月に「釣り指導員制度」として社団法人全日本釣り団体協議会の第20回通常総会で創設を決議。平成4年度から、農林水産省による「釣り指導員制度推進のための国の補助事業(釣りインストラクター受験資格取得のための講習会開催の助成金交付)」として発足しました。これとともに名称を「釣りインストラクター制度」とあらため、資格取得講習会実施要領、受験資格、釣りインストラクター検定基準など、すべてを国家試験に準じた指導を受け、実施してきました。国の助成金による補助事業であることが「公認」釣りインストラクターの根拠となっています。

フィッシングマスターについても、平成9年度から「上級釣り指導員」として、同様の補助事業として実施しています。

いずれも、その資格の母体は、我が国で公に認められた唯一の釣り人団体である(社)全日本釣り団体協議会です。

釣りインストラクター制度の目的は、

① 健全な釣り、あるいはエコロジカルスポーツとしての釣りを、一つの文

化として伝え残すこと

② 年々釣り人口が都市に偏在する傾向を示していることから、自然を求めてさらに一層拡大しつつある青少年や、女性、高年者に正しい釣り技術と、釣りを楽しむためのルール、マナーを伝え指導すること

③ 釣りを取り巻く自然環境の保全、回復のための知識の普及のためのボランティア活動の中心となる

④ 水産資源の保護、再生のためのムーブメントの提起

⑤ 釣りに関連するさまざまな法律、規則のなかで、秩序ある釣りを提起する

⑥ 漁業者とのトラブルの防止や海難事故の発生防止のための知識の普及活動

などがあげられています。

これらの目標は、すべて(社)全日本釣り団体協議会と軌を同じくするものです。

(社)全日本釣り団体協議会の役割は、これらの問題につき、国、諸官庁、地方自治体など行政機関、あるいは漁業権の保持者である漁業協同組合等と話し合い、これまで、法の上で明記されていなかった、釣り人

の法的位置づけと、秩序への組み込みを推進するかたわら、自然環境保全への積極的な方向づけを行うものです。

一方、われわれ釣りインストラクターは、このようにして方向づけられたものを実践し社会に対し働きかけ、釣り人の位置付けを公に認知させていく役割を果たさなければなりません。そして、フィッシングマスターはそれらの活動の中で、指導的な役割を果たす存在であるべきなのです。

これまで、釣りインストラクターの役割が、十分に理解されないままきたために、明確にされていませんが、(社)全日本釣り団体協議会や、都道府県釣り団体協議会を代表して諸官庁等と交渉するにあたり、当然のことながら、フィッシングマスターの資格とそれにふさわしい法的知識や理念が保持されていることが必要です。

しかし、残念ながら、いまだ、これが完全に周知徹底されていないことも事実です。

また、これも当然のことであるにもかかわらず、釣りインストラクター諸氏の意見を、(社)全日本釣り団体協議会の方向を定めるにあたり、活動の中に組み込むための機能が完備されずに今日まで経過してきました。制度設立から関係してきたものとして、誠に口惜しく、無力さを省みて慙愧の念に耐えない次第です。

2. JOFI大阪の当面の目標

JOFI大阪は、釣りインストラクター連絡機構のモデルケースとして、全国に先駆けて発足しました。しかし、現実には、既存の大阪府釣り団体協議会との活動の方向の区別がつかなかったり、あるいは(社)全日本釣り団体協議会との連携意識がうまく機能していなかったりしたために、現在その目標について、全員の正確な意見調整ができていないと判断しています。

そこで、この際、当面目指すべき具体的な目標についての私見を掲げておきます。内容については、今後会員諸氏との意見交換を密にして練り上げて行く考えです。

1) 全釣り協に対し、意見の提示や情報交換の可能なようにする

その方法としては、

a 近畿圏に点在し、連絡の可能な釣りインストラクターの皆さんと相談しながら、とりあえず近畿圏で相談できる形を整え、その上で正会員団体として、全釣り協に加入することを検討する。

b 大阪府釣り団体協議会に加入し、間接的に全釣り協への意見提示を行う。

のふたつの選択肢があります。

これに際し、全釣り協との情報交換のツールとして、全釣り協のホームページの十分な活用と、全釣り協が今年度から発足させる情報賛助会員制度を通じ、直接的な意見の提示や情報交換を密接に行うという前提が伴うものと思われます。

2) JOFI大阪の活動、事業の一環として、本年春に行われた

シンポジウムによって国土交通省との連携の窓口が開けました

国土交通省では、これまで閉鎖的であった港湾施設の中に、新たに森林や砂浜など自然環境の回復とともに、市民のための親水施設を積極的に推進していくことにしています。当然、そのなかには、釣り公園も含まれます。一方、平成18年度からは、従来海釣り公園などを管理していた第3セクターなどを解散し、これらの施設の管理をNPO法人など法人格を持つボランティア団体に移管したい考えです。私たち釣りインストラクターは、現在の釣りインストラクター機構と併用して、そうした管理を受

託できる法人格を持つ必要があるのではないかと考えます。海釣り公園ばかりではなく、親水設備のなかには、例えば沖合いにある一文字波止や河川敷、湖沼、ダム湖なども含まれます。そうした釣り場に一定の秩序を構築することこそ、我々が釣りインストラクター資格を得た最大の夢ではないかと考えています。このためには、やはり大阪だけではなく、広く近畿一円に影響をもち得るような組織が必要なわけです。

3) 組織に対するものの考え方の刷新

従来、釣りの組織といえば、いわば釣りクラブの模倣でしかなかったように思えます。JOFI大阪は、いわゆるピラミッド組織ではなく、それぞれの担当部署がきちんとそれぞれの役割を果たし、それを有機的に結合させるような組織体でなければ意味がないと思います。もちろん、すぐにはそんな形になるとは思えませんが、そのような意識を持って、各人が責任を果たして行くことで、近い将来に実現し得る目標ではないかと思っています。

4) 対漁業組合との関係について

現在アユを中心とした漁業協同組合は、アユの冷水病とそれに伴うアユ釣り人口の激減に直面し、非常に危機的な状況を迎えています。しかし、一方で、漁業組合が果たしてきた役割のひとつに、自然環境の破壊に対する歯止めという重要な部分が存在することも見逃せません。仮に、漁業組合が解散を余儀なくされた場合に、河川管理はすべて地方自治体の手にゆだねられることになり、歯止めをかける役割を担う人がいなくなります。それでは釣り人も困るわけです。こういう苦しい状況下にある漁業協同組合に対し、釣り人がどのような協力ができるのか。JOFI大阪がその試金石となる提案をして行くべきでしょう。

5) 釣り教室の開催について

大阪府下をいくつかのブロックに分けて、各地区ごとに釣り教室などの開催をしていただいています。このことは、JOFI活動の重要な役割なのですが、「釣りとはマナーを教える」ばかりではなく、釣りというものが持つ精神的な部分をもっとうまく伝える方法はないかと思いつけてきました。釣り教室に実際に携わってこられた皆さんのご苦労は察するに余りありますが、これにいまひとつ教える技術の研鑽という部分の練り直しが必要だと感じています。今後の目標として、ぜひご協力ください。

6) 各地区の役割について

ご承知のように、釣りインストラクターの皆さんは、初めそれぞれが一面識もない人々の集まりでした。地区ごとに集会を開き、それぞれが顔見知りになることこそ、活動を活発に展開する最も重要なキーポイントではないかと思っています。なんとか、そうした小集会を開催していただけるよう、お願いしたいと思っています。

7) 地区の活動に対する具体的な方法について

外来魚問題に関連し、オオクチバスの有効利用と棲み分けの切り口が浮かび上がる可能性が濃くなってきました。大阪府下には、5千を越す溜池などが存在し、そのほとんどにオオクチバスが生息するとともに、子供たちがそこでルアー釣りを楽しんでいます。国あるいは自治体の管理に係る公共水面はごくわずかであり、これまで池主の姿勢は子供たちが転落事故を起こした場合、管理責任が問われるのではないかと、釣り人が残すゴミに難渋している、飼っているヘラブナ、コイに対し悪い影響がある、堤防等が踏み荒らされたり、あるいは車を乗り入れられたりして破損する恐れがあるなどを理由として、一応「釣り禁止」の標識を立ておくことが通例でした。しかし、現状を省みると、私たちが子供のころ、魚

や生き物と戯れた場所をすべて立ち入り禁止でひとくりにしてよいとは決して思えません。このため、すでに一部で調査に着手してはいますが、府下全域の池などについて、池主の正確な意識調査に着手し、このデータをもって、行政と交渉し、棲み分けと秩序作りのモデルケースとしなければならないと感じています。各地区の方々には、たいへんご負担をかけることになると思いますが、何卒ご協力いただきたいと思います。

以上思いつくままに、これから取り組まなければならないJOFI大阪の課題を列記してみました。ほかにも様々なアイデアをお持ちのことでしょう。ぜひ積極的に提案してください。

3. (社)全日本釣り団体協議会が目指しているもの

参考のため全釣り協が当面の課題としている事柄の案を示しておきます。

- 1) 特殊法人解散後の新法人に向けての対応策
- 2) 行政関係への対応方針の確認および今後必要と考えられる関係省庁との連携
- 3) 釣り人(遊漁者)の法的位置付けの確定
- 4) 海面遊漁規則の制定運動の展開
- 5) 内水面漁業管理制度の改正
- 6) 漁業法の改正
 - ① 漁業法の中に釣り人の存在を加え、その法的位置付けを確保する
 - ② 水産資源の保全、回復について釣り人の参画を求める
 - ③ 漁業法の中に、環境保全のため、漁業者、ならびに釣り人が参画することを明示しこれを損なうまたは、損なう可能性のある事柄を、抑止する機能を加える
 - ④ 海面における資源維持、回復及び環境保全、漁業との調整等に関し、釣り人に参画の機会を求める
 - ⑤ 内水面漁業協同組合等のありかたに関し、河川、湖沼ばかりではなく、周辺環境に及ぶ、環境維持の側面を管理する機能したものに改める
 - ⑥ 河川、湖沼の管理、環境保全、維持等に釣り人などボランティア活動に従事するものが協力できる体制を確保する
 - ⑦ 第5種共同漁業権の中の漁業権設定に際し、求められている増殖義務について、魚種によっては、これを省くなど、内水面のあらたな秩序づくりのため、現状認識をあらため、漁業権魚種の認可に関し、内水面において、積極的な釣り人の意見提出の機会を作る
 - ⑧ 増殖義務の実施にあたり、漁業権魚種においては在来の固有種(別

の水系からの流入をさけるなど)に限定し、遺伝子の混乱をさけるなどの措置を求める

- ⑨ 漁業権魚種について、現状に即した、あらたな価値観を認識し、再検討する
- 7) 国交省との折衝(SOLAS条約に関する要望、親水施設計画への参画)
- 8) 環境省の外来生物被害問題に関する連絡と対応
- 9) 自然海浜、港湾、漁港など水際利用ならびに環境回復に、参画の機会を求める
- 10) 現在、主要事業として実施している釣りインストラクター、フィッシングマスターの側面として、環境チェッカー、公認記録検量員などの制度を検討する
- 11) 水辺や水質等に関し、「環境チェッカー」などのボランティア活動を実施し、これらに関連して、問題提起を行うことができるよう、制度の新設を期す
- 12) 青少年に向け、健全な国民的情緒の育成のため、積極的に釣りを活用し、生命の価値に関し、その重要性を認識しながら、釣りを楽しむための基礎的な考え方を提示する
- 13) このために必要な教育機関に対する意見提示ならびに、釣り教室の開催などを通じての、釣りについての考え方の普及活動を実施する
- 14) 都道府県釣り団体協議会の洗い直しとインストラクター連絡機構組織の再編
- 15) 所属会員の意識の再構築
- 16) 理事役員諸氏の役割分担の確認と、それに必要な資料の再確認
- 17) 緊急事態に対応するため理事代表者は連絡網のホームページの閲覧とメール連絡網の拡充をはかるとともに、連絡及び代理出席に際しての候補者に関しあらかじめ登録を求める
- 18) 全釣り協の編成に着手
- 19) (財)日本釣振興会との相互の連携をより綿密なものとする

(以上)



平成16年度JOFI大阪事業計画

8月26日(木)

大阪湾稚魚放流事業協力

主催:日本釣振興会、大阪府釣り団体協議会

放流場所:大阪湾一帯(北港~南港~泉大津~岸和田)

時間09:30~12:00(集合場所:堺新港、堺港湾事務所前・セザワ渡船)

9月12日(日)

2004 WORLD FISHING WEEK Japan(略、WFW)

JOFI大阪主催「大阪市民釣り大会・教室」

時間07:00~12:00(場所:大阪住之江区南港海釣り園)

参加者予定者数500名

9月

「釣りビジョンTV」の取材予定

JOFI大阪 会員研修会(意見交換会・勉強会)

「釣りインストラクターはどうあるべきか?」

場所:ヒューマンアカデミー/時間10:00~15:00

10月3日(日)

大阪府ファミリー釣り大会・全国一斉釣り場清掃デー協力

主催:日釣振、大阪釣り協同組合

後援:水産庁・大阪府

場所:泉佐野食品コンビナートふ頭一帯

11月13日(土)・14日(日)

平成16年度釣りインストラクター講習

主催:全釣協/時間10:00~17:00

講習日:11月13日(土)・14日(日)

場所:ヒューマンアカデミー大阪校

12月5日(日)

平成16年度釣りインストラクター資格試験協力

場所:ヒューマンアカデミー心斎橋

時間10:00~17:00

JOFI大阪協力事業

平成17年2月3日(木)・5日(土)・6日(日)

2005 FISHING SHOW OSAKA協力

主催:大阪釣り協同組合/後援:大釣協

SOLAS条約と釣り人の対応について

汐見埠頭など立ち入り禁止に。 SOLAS条約によるテロ対策、7月1日から 全国各港で厳戒態勢

2002年12月に改正された「海上人命安全条約(SOLAS条約)」に対応するため定められた「国際船舶・港湾保全法」に基づいて、国土交通省が指定して、保安対策の義務化を予定している重要港湾112港のうち、特定重要港湾(24港)と、一部の重要港湾で、テロ対策のため防護柵や照明設備などを設け、一般市民の立ち入りを制限するなどの措置が7月1日からはじまりました。

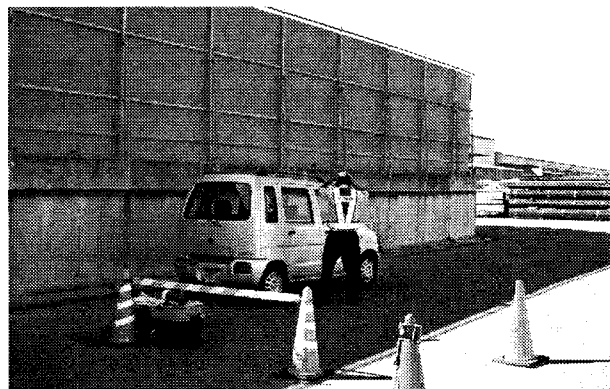
全釣り協では、5月中旬からこの問題を重要視し、国土交通省側と話し合いを進めてきましたが、この立ち入り制限設備や運用については、地方自治体の港湾局などが実施主体であり、条約改正からの日時が短かったため、各地港湾の対応の具体的なものがつかめず、このため各都道府県釣り協などで、独自の調査を行ってきました。

この問題について、各地の港湾当局の対応を整理すると次のようなものです。

- ① 情報をあらかじめ市民に公開し、協力を求める姿勢
- ② 7月1日(実施日)までは秘密事項なので事前の公開はしない
- ③すでに立ち入り禁止措置を長年にわたり続けており、今回はそれを強化するだけのこと
- ④ 港湾のなかでも、立ち入り禁止を予定している地域は、従来からほとんど釣り人が姿を見せない場所なので、あまり影響はないと説明するにとどまる
- ⑤ 港湾は、釣りをするためにある設備ではないから、と突っぱねる
- ⑥ 国が定めた法律だから、自治体はこれを遵守する
- ⑦ 施設の予算は国が多くを負担するが、運用、管理は自治体が行わねばならず、現在の財政状況では、完全な対応を求められても無理であるなど、さまざまなものでした。

一方、釣り人の側でも、

- ① かねてから港湾で釣りを楽しむことは、相互に黙認状態であった
- ② 柵を構築していることは知っているが、実際に厳密な制限があるのかどうか分からない
- ③ 釣りの自由に対する、重要な制限だ
- ④ 港湾当局の姿勢は、これまでも、一般市民のほうに向けられたことはない
- ⑤ 港湾で、事故等が発生した場合、発見者が釣り人であることが多い
- ⑥ 過剰な範囲で、防護柵が構築されており、その範囲の設定に疑問がある



泉大津の汐見埠頭でボツリとたたずむガードマン。立ち入り禁止の高い塀が陰を作っていた。

⑦ 1ヶ月に数日しかない外国船の寄港日のために、24時間体制で監視を続ける必要がないと思う

⑧ 実際に制限がはじまってからでないと、よくわからない。これまで立ち入り禁止といわれていても、なしくずしであったところが多く、あらためて問題を大きくすることはない

⑨ 地元の釣り人を締め出すよりも、税関、検疫のほか、外来生物や病原菌などの侵入に力をそそぐべきではないか

⑩ テロ対策というが、一般市民をテロから守るのではなく、外国船の積荷や船員を守るためのものと理解している。もっと市民の協力を求めるよう、港湾当局の意識改革が必要だ

など、さまざまな意見が出されていました。

全釣り協では、国際条約に基づく制限であるから、釣り人も理解し、協力するほかないが、過剰な広範囲での立ち入り制限や、硬直した運用、管理の例を調べ、大まかに状態がつかめたところで、あらためて国土交通省あて、柔軟な運用を希望する主旨の要望書を提出することを視野に入れ、調査をすすめています。

これまでに各地から集まっている資料では、調査に対する対応もまちまちですが、とりあえず厳戒態勢を敷いて完全立ち入り禁止を実施しているのが現状です。

保安設備の運用、管理は地方自治体に委ねられているので、まず、各地で実情を調べ、運用の柔軟なたちを求め、その結果をとりまとめて、今後、国土交通省に柔軟な対応を求めていく方向です。

釣りインストラクターのみなさんに、広く意見を求めます。

近畿圏各地の調査から

◎大阪府

[大阪港] 大阪市では、安治川から桜島、梅町、梅町西、天保山の一部、中央突堤、第2、3、5、6、7の各埠頭、大阪南港のコンテナ埠頭、公社埠頭、舞洲の東向き(HS1~3号)などのほか、私設埠頭28箇所を含め、かなり広い範囲が指定されている。ただし、これまでからほとんど釣り人が入る場所ではなく、また私設埠頭などは元来立ち入りが禁じられている場所なので、釣りへの影響はあまりなさそう。

[堺泉北港] 泉大津の汐見埠頭の2号、3号、4号、5号と、ほぼ全域にあたる場所と、助松埠頭の北側一部が立ち入り禁止になっている。これまで一般市民がアジ、サバ、タチウオなど回遊魚の釣り場として親しんできた場所だけに、打撃は大きい。大浜埠頭では5号の先端部のみが立ち入り禁止になっている。荷役や大型車の往来が激しい地域だが、夏から秋にかけて、タチウオ釣りを楽しむ人が散見された程度で、さほど大きな打撃ではない。

[阪南港] 岸和田1号、2号埠頭が立ち入り禁止だが、あまり影響はない。

◎京都府

舞鶴港では、東港の前島埠頭、西港の和田埠頭、喜多埠頭、第2、第3、第4埠頭が立ち入りを制限される。喜多の埋立地と、和田埠頭については、好釣り場とされてきたが、その他の埠頭に関しては訪れる釣り人も少なく、あまり影響はない。

◎兵庫県

[神戸港] 立ち入り制限地域計は42箇所。六甲アイランド=20箇所(南向きの一部を除く全域)。摩耶埠頭=5箇所。新港東埠頭=2箇所。新港第4突堤=4箇所。ポートアイランド=9箇所。兵庫突堤=2箇所。

【姫路港】飾磨区中島の一部と姫路ポートセンターから先の埋立地ほぼ全域。

【御津港】揖保川河口左岸の貯木場付近2箇所。

【別府港】本荘第一人工島の内向き一部。

全体として、これまで立ち入りが禁じられていた地域がほとんどなので、釣りに大きな影響はなさそうだが、これまで一般市民と港湾当局との接点がほとんどなく、今回も市民への積極的な対応がみられなかった。今後の港と市民のかかわりのありかたが気がかり。

◎和歌山県

【和歌山下津港】和歌山港の通称、フェリー乗り場付近(葉種畑橋)と、万トン岸壁(中埠頭)、旧貯木場(西浜三号、五号岸壁)、北港沖第一岸壁が立ち入り禁止となった。従来から夜間はゲートを閉じていた場所で

あるが、ファミリーフィッシングで、アジ・サバ・カワハギなどを狙うには、絶好の釣り場

◎静岡県

御前崎、清水は、ほとんどのエリアで立ち入り禁止になった。御前崎の場合は、スポーツ施設の整った地頭方という堤防で、釣りができる程度。これを補う形で、釣り公園が計画されているというが、釣り人の間では、一定区域への「閉じ込め戦略」とか、不評。清水港は、漁港の一部と、清水港内の連絡船乗り場や税関付近のみ、市民が立ち入れる。残りの大半は、立ち入り禁止。輸出入と、関係のないはずの、波消構造物の内側にもフェンスがはられており、明らかに釣り人を制限する意思あり、と捉える声が高い。

(来田仁成)

環境省「特定外来生物対策法」が成立

環境省では、外来生物が在来生物の生態系などに対し被害を与えているとされている問題に関し、飼養、栽培、保管または運搬、輸入の制限などを求める新法案を、3月9日の閣議を経て、国会に提出していました。

この法案の内容には、まだ特定した種の指定はないものの、外来生物の一部として、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルなど、最近問題になっている外来魚が含まれているとされており、この点につき、その後、自民党内水面小委員会などにより厳しい質疑が交わされた結果、魚類に関しては、現行漁業法における漁業権魚種に鑑みて、駆除と、一部ですで行われている有効利用の両用を併記することで、国会に提出。4月16日に参議院で可決しました。

4月25日には、衆議院環境委員会で審議が行われ、活発な審議ののち賛成多数で可決されました。

審議にあたって、自民、公明、民主、社民の共同で、対象生物の適切な指定、防除による他生物との混獲の防止、輸入に当たっての水際対策の強化、予算、人員の整備などを内容とする付帯決議が提出され、全会一致で可決されました。

5月27日、この「特定外来生物対策法案」が衆議院本会議で採決され、賛成多数で可決されました。

全釣り協では、新法そのものについては反対すべき理由がないが、今後環境省の省令や各都道府県における条例等の設定にあたって、問題となっている魚種のうち、オオクチバスについては、すでに有効利用されている側面があること、すでに東北地方を除く全国の都府県においては、全面駆除が困難であり、この現実からみて、可能な範囲で在来魚種を保全するための棲み分けなど、現実的な秩序作りが必要との考え方に基いて協力していく運動を展開する考えです。

7月9日、この新法に基づく「特定外来生物被害防止のための基本方針」について、環境省と水産庁から発表がおこなわれ、同時に別掲のようなパブリックコメント募集要項が発表されました。

パブリックコメントとは、新しい法律やその法律についての基本方針、あるいは都道府県条例制定に先立って、広く国民から意見を求めるシステムです。

<記>

環境省及び農林水産省は、今年6月に公布された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、中央環境審議会野生生物部会外来生物対策小委員会の意見を聞きながら「特定外来生物被害防止基本方針」の案を作成しているところだ。

今般、同基本方針(案)について、7月8日(木)から8月7日(土)まで、広く国民の皆様のご意見をお聴きするパブリックコメントを実施いたします。つきましては、ご意見がございましたら、別添のお

知らせを参照の上、文書(郵送、FAX、又は電子メール)にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、法律及び同基本方針(案)に関するこれまでの経緯については、アドレス <http://www.env.go.jp/nature/intro/gairaihou.html> から、また、パブリックコメント及び同基本方針(案)については、環境省ホームページ <http://www.env.go.jp> 上の「パブリックコメント募集」でもお知らせいたしますのでご参照ください。

提出方法は、① PCからのメールによる ② FAXによる送信 ③ 郵送による の3通りあります。

【連絡先】環境省自然環境局野生生物課(堀上、福原)／〒100-8975東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

／電話 03-3581-3351(内線6984) FAX 03-3504-2175／電子メールアドレス gairai@env.go.jp

全釣り協のスタンスとしては、現在発表されている外来生物による被害防止の基本方針(案)の内容については、「外来生物、特に人間に被害を及ぼすものや、毒性のある動植物は、本来水際で侵入を防止すべきものであり、これまで放置されていたことが問題である。また、在来生物の生態系を守る意味で、新たな種の移入は制限を設けられて当然のことと受け止めている。しかし、一方で、今回対象となっている明治以後に移入された外来生物のなかで、すでに我が国で繁殖し、一部では有効利用されているものについて、改めてこれをすべて排除するという考え方をパーフェクトな形で受け入れるには問題がありすぎるし、現実的ではない」という考え方をしています。

今後、様々な具体的な種の指定などが行われるに際し、これまで環境省がとってきた外来生物対策の委員会などは、すべて学識経験者のみで構成されており、これまでの議論が完全排除を前提としてきただけに、特に魚類、例を上げると、ニジマス、ブラウントラウト、ライギョ、ハクレン、ソウギョ、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルなどについて、それらをすべて完全駆除することは不可能であるにもかかわらず、そのことが真剣に論じられているとして、今後魚種を定めるに際し、釣り人側の発言、議論の機会を明確に示してほしいとの方針を打ち出すことにしています。

広い意味では、在来魚であるアユ、アマゴ、ヤマメ、イワナなどに関しても、遺伝子的にみて、無差別な交配、放流が行われ、魚の品質が大幅に劣化していることや、そのことと関係がある、なしに関わらず、アユ魚病やコイヘルペス病などにみられるような問題点が多発していることと考え合わせ、抜本的な品種保全の方法も含めた正しい秩序作りとその秩序に立った釣りの未来を考えていきたいとしています。

これを機会に、JOFI大阪の皆さんにも、積極的な意見の提出をお願いします。

(来田仁成)

奈良の水産資源の将来は？

～9/10 奈良県漁業協同組合連合会主催「設立55周年記念シンポジウム」が開かれます～

9月10日奈良県漁連主催のシンポジウムが開かれます。ぜひ参加下さい。これまでの経過から、隠れたテーマとして「漁協をどうして救うか」という視点があります。当然、環境チェッカーのボランティアや増殖義務を含まないバスの有効利用も含まれます。池原、津風呂の例が出る予定です。概要は以下の通り。

■ 奈良県漁業協同組合連合会・設立55周年記念シンポジウム

テーマ『次世代に残そう！ 今、奈良県の漁場環境を話し合う』（案）

＜主催者の開催趣旨＞われわれ内水面漁業は、これまで「アユ冷水病」「カワウの食害」「ブラックバス等外来害魚の大量繁殖」に加え、新たに「アユ漁業の全国的な不漁」「コイヘルペスウイルス病の発生」など、自然環境が絡む大きな問題が生じております。また内水面環境は、水質汚濁や河川改修等、さらには温暖化、酸性雨、環境ホルモン等地球環境の変化に伴う影響が一段と憂慮される厳しい状況に直面しています。日本は経済大国となり、今世界のあらゆる分野でトップクラスになっていますが、わが国で一番欠けていることが自然との調和だと思います。そこで同じ意識を持つ方々との連携を深めることが重要であると考え、私たちが初の試みとして行うのがこのシンポジウムです。多くの方々がここに集い、自然環境の大切さを再認識すると共に全国に発信しようではありませんか。

＜日時＞平成16年9月10日（金）13時から17時（12時半開場受付）

＜会場＞（財）奈良県広域地場産業振興センター 6階大会議室（入場無料）

＜後援＞奈良県、国土交通省近畿地方整備局、全国内水面漁業協同組合連合会

＜プログラム＞主催者挨拶：奈良県漁業協同組合連合会々長・飯田

正／来賓挨拶：奈良県農林部長・林洋氏、国土交通省大和川河川事務所々長・小平卓氏、全国内水面漁業協同組合連合会専務理事

1. 基調講演「魚の棲みやすい川（湖沼）づくりについて」奈良産業大学名誉教授・御勢久右衛門氏

2. 講演発表

1「奈良県における多自然型川（湖沼）づくりについて」奈良県河川課

2「大和川の河川環境の将来像について」国土交通省大和川河川事務所

3「どう付き合うか漁協と釣り人の未来像」全釣り協専務理事来田仁成

3. パネルディスカッション「テーマ：今、奈良県の漁場環境を話し合う」

コーディネーター：御勢久右衛門氏／パネラー：奈良県漁業協同組合連合会々長、奈良県河川課、全釣り協、奈良県釣り人連盟、日本釣振興会、吉野川を守る会環境保全員／意見交換（質疑応答）

みなとの環境シンポジウムin大阪

～市民参加による釣り場管理という方向性も～

3月23日、大阪キャッスルホテルにて「みなとの環境シンポジウムin大阪」が開かれました。大阪港の釣り公園の在り方を見直し、釣り人が参加することでより良い釣り場管理の在り方を探るという道筋を付けるシンポジウムであり、本会来田代表の基調講演等もあり、釣り人の意見を述べる事ができました。当日多くの会員にもご参加いただき、ありがとうございました。国土交通省の関係者にも釣り人の熱意が伝わったことと思います。以下はシンポジウムの概要（記録として残しておきます）。

＜主催者挨拶：案内文より＞早春の候 皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、全国のみなとには70を超える魚釣り公園があり、身近なレジャーの場として多くの市民に親しまれています。また近年、こうした海辺の環境づくりへの市民やNPOの関心が高まりをみせています。そこで、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部では、市民と海やみなととの関わり合い、魚釣りへのニーズなどを踏まえ、市民参加による魚釣り公園のあり方を中心に活発な議論をいただき、新たなニーズや課題などを明らかにしていくために、本シンポジウムを開催することといたしました。年度末の多忙な時期ではございますが、市民、魚釣りのインストラクター、行政関係者等多くの皆様のご参加をお待ちしております。なにとぞよろしくお願い申し上げます。（国土交通省近畿地方整備局港湾空港部）

＜プログラム＞開会挨拶：国土交通省近畿地方整備局港湾空港部／基調講演：来田仁成氏（全日本釣り団体協議会専務理事）テーマ「大阪湾の釣り、いま、むかし、みらい」／報告：酒井敦史氏（国土交通省港

湾局環境整備計画室専門官）テーマ「みなとの環境づくりと市民参加について」、中川富士男氏（同上近畿地方整備局海洋環境・海岸課課長補佐）テーマ「大阪南港魚釣り園における社会実験について」／パネルディスカッション：来田仁成氏、岸俊一氏（フリーライター）、酒井敦史氏、藪内弘氏（大阪市港湾局企画振興部開発課長）、前中弘也氏（大阪南港魚釣り園園長）、コーディネーター杉原五郎氏（地域計画建築研究所副社長）

＜主催後援＞主催：国土交通省近畿地方整備局港湾空港部／後援：大阪市、（財）大阪湾ベイエリア開発推進機構



報告 JOFI OSAKA 平成16年度総会

～規約の改正、役員改選が行われました～

大阪府釣りインストラクター連絡機構の平成16年度総会は、5月23日、四ツ橋のリーガロイヤルホテルで開催。今回は、当会の設立時より長年牽引してきていただいた吉川幾久雄会長がご都合により辞任されることになり、それに伴って役員会で推薦された来田仁成新代表(今期から「会長」は「代表」に名称変更になっています)による新体制の役員人事および規約改正が行なわれました。

決議事項は以下の通り。

第一号議案「平成16年度 事業計画(案)に関する件」

第二号議案「平成16年度 JOFI大阪広報発行計画(案)に関する件」

第三号議案「平成16年度 収支予算(案)に関する件」

第四号議案「規約および運用規定改正に関する件」

第五号議案「役員選任の承認に関する件」

いずれも全員賛成で可決されました(議案書・議事録は事務局にて保管)。新役員についてご紹介しておきます。

<JOFI大阪・平成16年度執行部役員、役員、相談役>

◎執行部役員

役 職／担当役割／役 員(副役員)

代 表 総 括 来田仁成

副代表 総括代行 綿井良隆

副代表 事務局長 物部胤三(山崎勝彦)

副代表 財務部長 三木健司

副代表 事業部長 高木博文(馬谷昆志)

副代表 広報部長 萱間 修(酒井将光)

副代表 組織部長 稲本英斎(藤原堅司)

監事 会計監査 川崎忠彦(石井克巳)

◎特別委員会

部 会／部会長(副部会長)／備考

連携部会 田中行隆(谷本正弘) 大釣り協連携

企画部会 三木健司(藤原堅司) 釣り公園管理

研究部会 萱間 修(東野英治) 法規等研究

◎支部役員

支 部／支部長

北摂・豊能 太西 勇

北河内 奥野昌夫

北大阪 宮内昭雄

中河内 辻 哲男

堺・南河内 清水保雄

泉北・泉南 房野功治

大阪東部 近藤幹雄

大阪南西 中川英彦

京都南 山田 護

◎相談役 吉川幾久雄(最高相談役)／戸波俊

二／縄雅久和／新竹柳太郎／末友良次／佐藤

功／塩見孝男／木村章／中野恵司／北田敬明



来田仁成
(代表)



物部胤三
(事務局長)



山崎勝彦
(事務局)



三木健司
(財務部長)



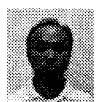
高木博文
(事業部長)



馬谷昆志
(事業部)



藤原堅志
(組織部)



奥野昌夫
(北河内支部長)



辻 哲男
(中河内支部長)



近藤幹雄
(大阪東部支部長)



中川英彦
(大阪南西支部長)



山田 護
(京都南支部長)

各役員からのごあいさつ

釣り文化の伝承者として

広報部長 萱間 修



日本には素晴らしいアマチュアの釣り文化があり、それを残すことが私たちの使命だと考えています。

申し遅れましたが、このたび広報部長という役を、新参者ですがなかなか時間がとれない事情もあるのですが、少しでも来田代表のお役に立ちたくお引き受けしました。私自身は平成5年に第一期のインストラクター登録を受け(内水面4第0281号)、その頃は大阪府釣団体協議会にも顔を出していました。今は事情があり休ませてもらっていますが、故牧田敏郎会長にはそれ以前から直に「釣り人の本分」(＝アマチュア精神)を教えられた者です。

またバス問題については「琵琶湖バス会議」以来十八年間取り組んできました。バスという魚に関して様々な意見があるなかで、その問題を解決する方策として、「豊かな自然環境づくり」を基本理念に、市民の協力のもとに「秩序のあるバス釣り」を進めていただくように、国や県に対して、またバス釣り人に対して訴えてきました。

その「秩序」なのですが、どうも最近、淡水でも海釣りでもこれが欠如しているように思います。精神や哲学を重んじた時代には、私たちは親や年長者に環境・人間関係・生き物への考えなど様々なことを教えられてきたものです。特に釣りは、その技術を伝承する過程において精神文化を教えられてきました。その中に秩序が自然に折り込まれていたのだと思います。そういうことが人から人へ伝承できない現代の情報化社会や社会機構に問題があるのだと考えています。

そこで私たち「釣りインストラクター連絡機構」の役割ですが、私たちはただの釣り指導員ではなく、釣りという「無形の文化財」を守り伝承してゆくという役割を担っているのだと考えています。そのことはメンバーの皆さんは理解されていることだと存じますが、外の方々、特にルアー釣りなどの新しい層の釣り人を知っていただきたいと思っています。今後ともよろしくご指導をお願いいたします。

支部長として一言

北大阪支部 宮内昭雄



この度、吹田市・摂津市・茨木市・高槻市をまとめて北大阪支部と命名し、そこに在住のJOFI大阪の会員の方々のお世話をするようになりました吹田市千里山在住の宮内昭雄です。何をモットーに支部を活性化するかということに関して、如何に支部内で情報を円滑に伝達しあい、共有し、またJOFI大阪の事業に進んで参加してゆけるような体制や組織を作るべく、北大阪支部の皆さんと協力してゆきたいと思っております。本年度よりの規約(改定済)でも御存知のように役員会へ各支部より最低でも一名出席するという方向に決まりました。北大阪支部だけは役員会へ完全出席したく存じます。また役員会の情報は事務局より議事録として廻ってくる予定ですので、その中で重要と思われる議題に関しては、できるだけすみやかに支部の方全員に情報が届くようにしたいと思っております。

支部長となって

泉州東南支部長 房野功治



この度、泉州東南支部の支部長に選出され、責任を感じています。当支部はたいへん広い地域であると同時に、釣り場がすぐ近くにあるメリットがあります。まず近くの釣り場での活動を考えています。波止での釣りの指導やマナーを教えたり、釣り場の清掃などです。大きなことはできませんが、ひとつずつ地道に活動しようと思います。支部の連絡、活動状況については、今月打ち上げたホームページを利用しようと思っています。釣り場の情報や現状について報告しようと思っています。それからJOFIへの事業にも支部として積極的に参加したいと思っています。宜しくお願い致します。

2004年JOFI-OSAKA総会と支部指導員として

北摂豊能支部長 大西 勇

5月23日午後1時より、リーガロイヤルホテル四ツ橋に於て平成16年度JOFI-OSAKAの総会が開催された。司会宮内昭雄氏、議長山崎勝彦氏を選出、議事進行提出九議案は出席者全員賛成にて議決され、今日迄いろいろと長期に渡り会の責任者として御苦労御指導頂いた吉川幾久雄会長が退任されることとなった。会としては今後も最高相談役として御支援、御指導頂く事を御願い承諾を得た。そして新代表に来田仁成氏を選出。新代表より挨拶、抱負、感想を話された後、新役員の紹介が行われ各支部としては、平成15年度20支部から16年度は9支部に編成替えされ、北摂豊能支部として新しく西淀川、淀川、東淀川、この3区が編入され豊中市、箕面市、池田市、豊能町、能勢町と併せて平成15年8月1日現在人口、1,099,687人の方の居住される広範囲な地域となりました。南は水都大阪を代表する淀川に面し、北は北攝の山々他自然に恵まれ、交通その他立地条件としては最良の地区の感があります。自分支として、戦後昭和21年6月16日、インド洋方面より名古屋に入港復員し、以後関西溪流クラブ、四季の釣会に属し、約50年余各地に釣行、研鑽投稿と自然を大切にをモットーに愚明に指導を行じ現在に至っております。今日迄に経験修得したいろいろな技術、自然の環境保全、自然に対する対応、常識、良識など、釣りを通じて北摂豊能地区の多くの方々の御指導をさせて頂き、少しでも多く心に残る釣りをさせて頂けたらと思っております。どうかJOFIの方々の御指導、御支援、御協力を心より御願い申し上げます。また、特に願望として北摂豊能地区のインストラクターの方々の中から傑出した支部長の誕生を乞い願ふものであります。

2004フィッシングショー-OSAKAに参加して

報告:武井久美子

釣り人にとって春一番の楽しみの一つであるフィッシングショー。今年の新製品発表展示会、朝早くから長蛇の列、一人でゆっくり楽しむ人、夫婦仲良く見学に来る人。まだ中学生ぐらいだろうか、友達どうし各メーカーのパフレットを袋一杯に入れ、見せあい楽しげにしている姿を見ているとこちらも嬉しくなる。各ブースでは今年はこれで釣果間違いなしとメーカーの説明にも力が入る。広い会場中央では、鮎釣り教室、磯釣り教室など多くの人々が熱心に聞き入っている。そんな中、我がJOFI大阪も会場の一隅で、「大阪湾に魚を増やしましょう!」と稚魚放流の応援ボランティアを行き交う人々に声を大にして呼びかける。釣果のほどを表わしたチヌの魚拓を何枚か展示する。「いつも大阪湾で楽しく釣

りをしているから」と協力してくれる人。親からお金をもらい小さな手で協力金を運んでくれる子供達。JOFI全員、大きな声で「ありがとう」。そんな中、「チヌは釣らないから」と、わざわざ言ってくる人。ちょっと「?」...そうやね、大阪湾にチヌの稚魚放流と呼びかけているが、ヒラメもいればオコゼもいる。もっと多くの種類の稚魚を順番に入れればいいのではないかと思いました。ご協力くださった方々に感謝。ありがとうございます。ついでに、今月たち上げたホームページを利用しようと思っています。釣り場の情報や現状について報告しようと思っています。それからJOFIへの事業にも支部として積極的に参加したいと思っています。宜しくお願い致します。



コラム



関空の開港? された釣り場幅200mで楽しむ家族連れ。

関西空港で資源調査?

申し込みアクセス18万回と話題を呼びつつ、関空で行われている「資源調査」を実見しようと、日曜の早朝に、さおを持たずにでかけてみた。

空港ポートターミナルの東半分200mを白線で区切った釣り場には、親子連れ160人余りが並んでいた。

整理料1組2000円を払って、アオイソメと生きエビ計1000円分を受け取る。まき餌、投げ釣り、ルアー釣り禁止、全員救命具を着用がきまりだ。

水深7m前後の捨て石が10mほど伸びた先の、かけあがりをウキで流している人が、時折型のよいガシラ、メバルを釣り上げていた。赤カマスが水面近くで食いついたりもするが、全体に魚信は散発的だ。

初日には根魚を中心に、クーラー一杯釣れたそうだが、1週間後どれだけ魚が回復したか、それとも、ありったけの魚を釣り上げたのが、あるいは小潮まわりで潮が動かなかったせいか、気掛かりだ。

元気な兄弟らしい少年たちがスズメダイをサビキのハリ全部に食いつかせて、検量を担当する地元漁協組員の前にぶらさげてきた。

10時すぎ、わずかに潮が動き出し、少し活気が出てきたようだ。調査は禁漁区で釣りをさせる名目。真意は開港10周年のイベントのようだが、関空の活性化の一環としては理解する一方で、大阪湾の環境破壊の贖罪の気持ちを込め、漁業者、釣り人ともに禁漁区域にしてきた場所だけに、今後の扱いは、関空釣り公園計画のありかたを含め、広く府民の合意が必要とされる重要な課題だろう。

(来田仁成記/朝日新聞「魚信」7月15日付より)

◎原稿募集中!

会報「JOFI-OSAKA」では会員の皆さまから原稿を常時募集しています。テーマは自由ですが、当会の活動報告を中心に、釣り人間のコミュニケーションを深める内容をお願いいたします。また、様々な釣りの社会問題についても、質問なども受け付けます。来田代表をはじめ、それぞれの専門の方にお答えいただく形で、分かりやすく解説したいと思います。なお、各支部の広報担当の方、ご苦労さまですが、年に2回の支部の活動報告を原稿にいただきたいと思います(次回締切りは11月末日)。

広報原稿の送り先は下記。文書は原稿用紙でなくても構いません。Eメール、FAX、郵送にて宜しく。

JOFI広報部 住所:5300041大阪市北区天神橋3-8-15-301フィッシュマン内(董間)

tel.06-6358-4414/fax.06-6358-4445

Eメール:fishman@r8.dion.ne.jp

